介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の訪問型サービス

対象となる方は、家事援助サービスを受けることができます。

サービスを受けられる対象者は？

▶介護保険の要介護認定で要支援１・２と認定された方
▶基本チェックリストで事業対象者と判定された方

サービスを利用するには、事前に介護予防ケアマネジメントを受ける必要があります。本誌4面に掲載のお住まいの地域の高齢者支援総合センターにご相談ください。

どんなサービスが受けられるの？

掃除、洗濯、調理、買物、衣類の整理、ベッドメイキング等です。

身体介護や本人以外のための家事、または日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。

サービスの実施主体は？

墨田区シルバー人材センター、墨田区社会福祉協議会です。なお、サービスの提供者は上記団体に会員登録している区民の方です。

提供時間は？

1回60分以内です。

利用できる回数は？

▶要支援1の方、事業対象者＝1週間につき2回まで
▶要支援2の方＝1週間につき3回まで

費用はどのくらいかかりますか？

1回につき、200円～220円です。
＊社会福祉協議会のサービスを利用する場合は、別途年会費1000円が必要

[問合せ]
▶高齢者福祉課支援係☎5608－6168
▶公益社団法人墨田区シルバー人材センター事務局☎3616－5048・FAX 3616－5056
▶墨田区社会福祉協議会☎3614－3900・FAX3610－0294

墨田区すこやか長寿夫婦表彰事業

対象となるご夫婦に、「選べるギフト方式」により、すみだの銘品5点の中からお二人の好きな記念品1点を贈呈します。

[対象]区内に住所を有する方で、継続して50年以上婚姻関係にあり、ともに生活している夫婦　＊今まで表彰（「墨田区長寿健康夫婦顕彰」を含む）を受けた夫婦は除く

[問合せ]高齢者福祉課支援係☎5608－6168

介護でお疲れのあなたへ
三療券で「はり・灸（きゅう）・マッサージ」を受けてみませんか

在宅で高齢者等を介護している方を慰労するために、1枚4000円相当の「はり・灸・マッサージ券（三療券）」を2枚支給しています。施術を受けて、日頃の疲れを癒やしてみませんか？自宅への訪問施術を希望する場合は、施術者にご相談ください。なお、券の有効期限は平成31年3月31日ですので、忘れずに、ご利用ください。

[対象]要介護3以上で65歳以上の方を在宅で介護している方、または要介護3以上の40歳～64歳の方を在宅で介護している65歳以上の方

[申込み]申請書を直接、高齢者福祉課（区役所4階）または各高齢者支援総合センターへ
＊申請書は申込先で配布

[問合せ]高齢者福祉課支援係
☎5608－6168

高齢者補聴器購入費助成事業

区では、聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

[対象]
次のすべてに該当する方
▶区内に住所を有する65歳以上で、住民税非課税の方
▶聴覚障害により補聴器（補装具購入費）の支給を受けていない方
▶本事業所定の聴力基準を満たし、耳鼻いんこう科の医師から補聴器が必要と認められ、医師の意見書等を提出することができる方

[申込み]
オージオグラム（純音聴力検査表）を添付した申請書を直接、高齢者福祉課支援係（区役所4階）または各高齢者支援総合センターへ　＊申請書は申込先で配布

[助成額]
2万円

[その他]
▶区の交付決定を受ける以前に購入した補聴器は、助成対象外
▶補聴器の修理・保守、電池交換は自己負担

[問合せ]
高齢者福祉課支援係☎5608－6168

生活支援型日常生活用具給付事業

高齢者の方の自立した生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

■福祉用具（腰掛便座・スロープ・歩行支援用具・入浴補助用具）

[対象]次のすべてに該当する方
▶区内に住所を有する65歳以上の方（入院中の方・施設等に入所されている方は除く）
▶介護保険の要介護認定で「非該当」と判定された方

■シルバーカー（区が選定する機種９種の中から選択）　＊ボンベカー等、９種以外のものを希望する場合は要相談

[対象]次のすべてに該当する方
▶区内に住所を有する65歳以上の方（入院中の方・施設等に入所されている方は除く）
▶介護保険の要介護認定または同様の調査により、歩行に障害があると認められた方

[利用者負担金]
▶助成対象額のうち、給付に要した費用の１割、２割または３割が自己負担となります。なお、負担割合は介護保険の自己負担割合に準じます。
▶生活保護等受給者または老齢福祉年金受給者は、費用負担が無い場合もあります。
＊助成限度額を超えた部分については、申請者負担

[助成限度額]
生涯10万円まで

[給付品の引渡し]
▶事業者が、直接自宅へ納品し、使用方法の説明や用具の調整を実施
▶給付品と引き換えに、事業者へ利用者負担金を支払い

[申込み]
事前に申請書を直接、高齢者福祉課支援係（区役所４階）または各高齢者支援総合センターへ　＊申請書は申込先で配布
＊申請後の機種等の変更は不可　＊申込先に見本（一部）を展示

[問合せ]
高齢者福祉課支援係
☎5608－6168